

ID: 67

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第12条		
例規番号	平成16年条例第16号		
【基準】 第12条の規定による。 (損害賠償との調整) 第12条 町長は、受給者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日